

(案)

第3期 堺文化艺术推進計画

令和8年 月

堺市

目次

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画期間	3
3. 本計画における文化芸術の範囲	3

第2章 文化芸術を取り巻く現状

1. 社会情勢の変化	4
2. 国の動き	6
3. 堺市における文化芸術に関連する資源	9
4. 茶の湯文化と大阪・関西万博レガシー（伝統と革新）	11
5. 第2期計画の評価	12
6. 第2期計画からみえる堺市の現状	14

第3章 計画の方向性

1. 基本目標	15
2. 基本的施策	16
3. 重点的方向性と重点的施策	17

第4章 計画の推進・評価

1. 推進体制	22
2. 各主体・各施設における取組の推進	27
3. 評価	27

〔参考資料〕

○自由都市堺文化芸術まちづくり条例	28
○堺茶の湯まちづくり条例	32
○堺市文化芸術審議会委員名簿	33
○審議会開催経過	33

第 1 章 計画の策定に当たって

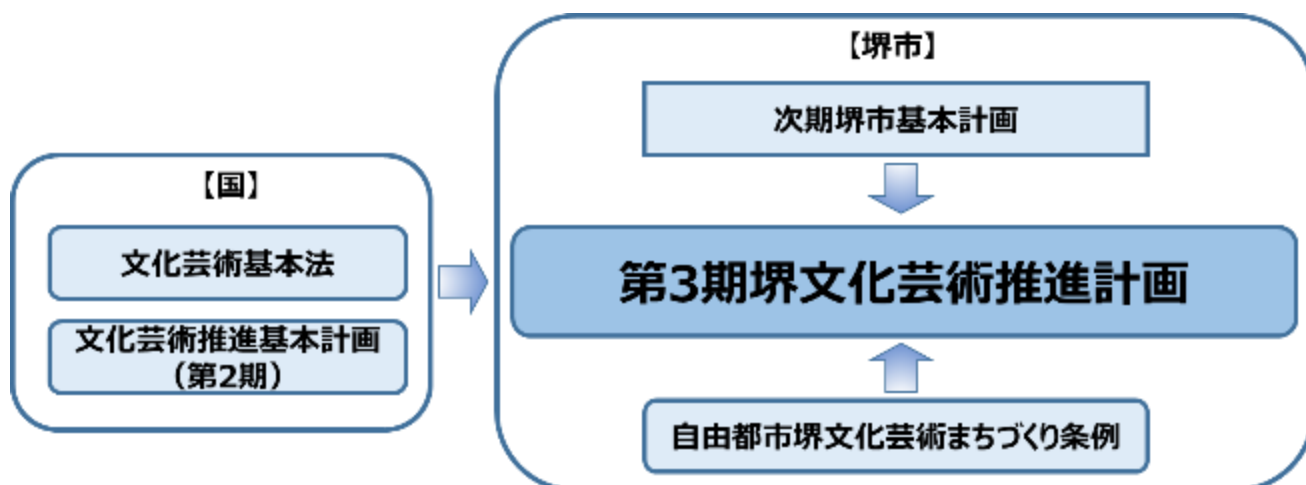
1 計画策定の趣旨

堺市では世界遺産である百舌鳥古墳群をはじめとする豊かな文化資源を礎に、古代より文化芸術が育まれてきました。中世には、「黄金の日日」と称されるほど国際交易の拠点として栄え、「自由・自治都市 堺」として独自の文化を形成しました。「茶の湯」に代表される「もてなしとふれあいの精神」や、「ものの始まりなんでも堺」と称される進取の気風は、現代においても市民の暮らしや地域の魅力として息づいています。

こうした堺市の文化的特性を活かし、文化芸術を通じて市民の豊かな生活と都市の魅力を創造することを目的として、平成 27（2015）年に堺市における文化芸術振興の基本理念等を定めた「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

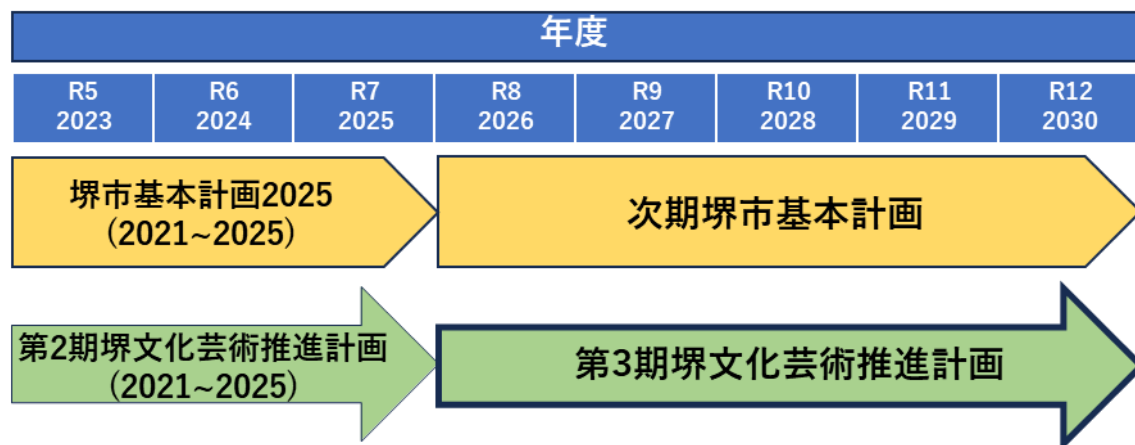
この条例に基づき、堺市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28（2016）年 3 月に「自由都市堺文化芸術推進計画」（以下「第 1 期計画」という。）を、令和 3（2021）年 2 月に「第 2 期堺文化芸術推進計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定しました。

この度、計画期間の最終年度を迎えることから、計画の成果及び計画策定後の社会情勢の変化、令和 7 年度に同じく策定される「次期堺市基本計画」の方針や文化庁が策定した「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」等を踏まえて、後継計画である「第 3 期堺文化芸術推進計画」（以下、本計画）の策定を行うものです。



2 計画期間

本計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年を計画期間とし、当該期間における取り組むべき文化施策の方向性を示すものとします。



3 本計画における文化芸術の範囲

本計画では文化芸術基本法を基に、次のような範囲を「文化芸術」の主な対象分野及び活動の範囲とします。

分類	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、日本古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱
生活文化	茶道、華道、書道、食文化
地域文化	地域における公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能・民俗芸能（地域の人々による民俗的芸能）
その他	将棋等その他文化芸術に類するもの

第2章 文化芸術を取り巻く現状

1 社会情勢の変化

① 人口減少・高齢化の進行

堺市では人口減少・高齢化が深刻化しています。令和6（2024）年時点で総人口81万人の約28.3%が65歳以上であり、75歳以上は約17.3%を占めています。特に85歳以上の高齢者は増加傾向にあり、介護認定率も高まっています。若年層の人口は減少し、出生数も低下しており、年少人口は減少傾向で推移する見込みです。堺市の総人口は2030年には80万人を下回り、2045年には70万人を下回ると予測されています。このような人口構造の変化は、地域社会の持続性や福祉制度に大きな影響を与えると考えられます。

②SDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年、国連で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」が採択され、17の目標からなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」が掲げられました。堺市においても平成30（2018）年に内閣府からSDGs未来都市の選定を受け、「第1期堺市SDGs未来都市計画（2018～2020）」を策定、令和3（2021）年には「第2期堺市SDGs未来都市計画（2021～2025）」を策定し、地域課題の解決と新たな価値の創造を通じて、持続可能な都市の活性化をめざしています。

③多様性（ダイバーシティ）

堺市では、多様性（ダイバーシティ）を尊重する社会の形成に力を入れています。「次期堺市基本計画」や「堺市SDGs未来都市計画（2026～2030）」等を通じて、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関係なく、それぞれの人々が自分らしく活躍できる都市の実現をめざしています。また、外国籍市民との共生を推進するため「多文化交流プラザ・さかい(POME Sakai)」を設置し、日本語教室や生活相談等の支援を行っています。企業・団体・教育機関との連携による「さかいSDGs推進プラットフォーム」も展開されており、地域全体で多様性を活かした都市の活性化が進められています。

④新型コロナウイルス感染症

令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的な規模で進み、同年4月には緊急事態宣言が発令され、堺市の文化芸術活動にも多大な影響をもたらしました。

舞台芸術や音楽、美術展等の多くの文化イベントが中止・延期となり、芸術家や文化団体は活動の場や発表の機会が失われました。特にフェニーチェ堺等の市内文化施設では、来場者数の減少等、多大な影響がありました。

事業の中止や貸館の停止は職業的に文化芸術に携わる人だけではなく、地域のサークル活動の減退、活動者数の減少やサークル自体の解散等、市民の文化芸術活動にも大きな影響を及ぼし、地域文化の継承が困難な事態にもなりました。

このようなコロナ禍においては、オンラインを活用した新たな表現・鑑賞手法が取り入れられるなど、文化芸術体験の間接的な手法が普及し、文化芸術の価値が再認識されました。すなわち文化芸術は地域の絆や人間性を育む重要な資源となり、また直接的な文化芸術体験の重要性を改めて認識させられることとなりました。

今後は、コロナ禍で普及したデジタル技術の活用や多様な主体との連携を通じて、より効果的な文化政策が展開されることが期待されます。

2 国の動き

① 文化芸術基本法の改正

平成 29（2017）年 6 月、文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が制定されました。

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力のある社会の実現に貢献することを目的としています。

② 文化芸術推進計画の策定

国は、「文化芸術基本法」に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」（第 1 期：平成 30 年度～令和 4 年度）を策定しました。現在の第 2 期基本計画は、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第 1 期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第 1 期に定めた 4 つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後 5 年間（令和 5 年度～9 年度）において推進する 7 つの重点取組、16 の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

【文化芸術推進計画（第 2 期）中長期目標及び重点取組】

中長期目標	①文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供 ②創造的で活力ある社会の形成 ③心豊かで多様性のある社会の形成 ④持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
重点取組	①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 ②文化資源の保存と活用の一層の促進 ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 ④多様性を尊重した文化芸術の振興 ⑤文化芸術のグローバル展開の加速 ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進 ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

③障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30（2018）年 6 月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進」を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

令和 5（2023）年 3 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」が策定され、鑑賞・創造の機会の拡大や作品等の発表機会の確保、相談体制の整備等 11 の施策が掲げられています。

④文化財保護法の改正

平成 30（2018）年に、過疎化や人口減少・高齢化等の社会変化を背景に、文化財の滅失・散逸を防ぐ緊急課題に対応するため、「文化財保護法」が改正されました。未指定を含めた有形・無形文化財を都市形成に活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で保存・活用を進める体制整備をめざしています。また、地方の文化財保護行政の推進力強化も図られています。

⑤文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

令和 2（2020）年 5 月に、文化の振興と観光の振興を地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環の創出を目的に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）が施行され、地域の文化施設の機能強化を図ることとしています。

⑥博物館法の改正

令和 4（2022）年 4 月に、「博物館法」が改正され、制定時からの基本的な使命である資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究に加え、「文化芸術基本法」の精神（基本理念や価値観）に基づき、文化芸術の創造・継承・発信の拠点への進化をめざしています。また、文化観光や国際交流、福祉、産業等多様な分野での活動を推進し、地域活力の向上に寄与することが示されています。

⑦文化庁活動地域展開

近年、少子化や教員の働き方改革の影響により、学校単位での文化庁活動の継続が困難になりつつあります。特に中学校では、顧問の成り手不足や活動時間の制約が深刻化し、文化庁活動の「存続の危機」が現実のものとなっています。

文化庁では、少子化の中でも将来にわたり、こどもが文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のため、令和 4（2022）年 12 月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（下図左）」を発出し、令和 7（2025）年 5 月には「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（下図右）」の報告がありました。その中で、令和 8 年度から令和 13 年度までを改革実行期間と

して、学校単位で部活動として行われてきた文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して
支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するべく、地域の実情に応じて可能な限り早期の
地域展開の実現をめざすこととしています。

堺市では、ガイドラインの趣旨等を踏まえ、学校部活動が担ってきたことの意義と価値を
尊重しつつ、こどもを中心とする視点を大切にした取組を進めます。

文化部活動は、こどもたちの創造性や表現力を育む貴重な機会であり、地域社会にとっ
ても文化の担い手を育てる重要な役割を果たしています。堺市は、地域や教育委員会と連携し
ながら、こどもたちが安心して文化活動に取り組める環境整備を今後も推進します。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する総合的なガイドライン

令和4年12月
スポーツ庁
文化庁



「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革
に関する実行会議」最終とりまとめ

～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～

令和7年5月16日

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

3 堺市における文化芸術に関連する資源

堺市には、世界三大墳墓の一つである仁徳天皇陵古墳をはじめとする世界遺産の百舌鳥古墳群、日本で唯一残る江戸時代の鉄炮鍛冶の作業場兼住居である鉄炮鍛冶屋敷、現地に現存する国内最古の洋式木造灯台である旧堺燈台等多くの歴史的建造物が存在します。また、世界に誇るアルフォンス・ミュシャ・コレクション、ドイツの名車 BMW を中心に構成されたヒストリックカー・コレクション等、文化芸術的価値のある所蔵品を数多く有しています。



仁徳天皇陵古墳



鉄炮鍛冶屋敷の外観



ヒストリックカー・コレクション

また、有形文化資源だけではなく、千利休や与謝野晶子、阪田三吉、行基、河川慧海等、堺にとどまらず日本の歴史に影響を与えた堺ゆかりの先人たち、また、こおどりやだんじり、ふとん太鼓、やっさいほっさい等の長い歴史を持つ地域の祭礼等、「ものの始まりなんでも堺」と称される進取の気風や自由・自治の精神等、世界に誇るべき数々の無形文化資源が存在します。



与謝野晶子 鞍馬寺蔵



茶の湯が息づく堺

さらに、これらの豊かな文化的土壌を基礎に、堺市では現代においても市民・事業者等により茶の湯を楽しむ文化が受け継がれていることから、茶の湯文化の振興による市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上を目的として、平成 30 (2018) 年 10 月に「堺茶の湯まちづくり条例」を施行しました。

また令和 7 (2025) 年 2 月には堺と茶の湯のつながりを広く発信するため「茶の湯が息づく堺」ロゴマークを作成しました。堺ならではの特色として、立礼茶席や本格的な茶室が備わっている文化観光施設「さかい利品の杜 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ)」や堺市茶

室「伸庵」における呈茶体験、千利休ゆかりの南宗寺での茶会等があげられます。

その他にも、市民の文化活動や芸術鑑賞の機会を広げるため、複数の文化芸術関連施設を設置しています。中枢文化施設である「フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）」は南大阪最大の 2000 席の大ホールを有し、海外オーケストラや本格的オペラ等、従来は首都圏の一部の大都市でしか鑑賞できなかった公演を含め、ジャズやミュージカル、バレエ、ポップス等多彩な公演を実施しています。

「堺市立文化館（堺 アルフォンス・ミュシャ館）」は、アール・ヌーヴォーの巨匠ミュシャの世界有数のコレクションを有しており、芸術鑑賞の場を提供しています。今後、堺に関連する歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料の収集・保管・展示を行う「堺市博物館」と合わせて必要な機能を集約し、類いまれな歴史文化の継承・発信・連携の拠点となる（仮称）堺ミュージアムの整備を推進します。

さらに「堺市教育文化センター（ソフィア・堺）」では、プラネタリウムや科学展示室、音楽ホール等を備え、教育と文化の融合を図っています。その他にも、地域ごとに「東文化会館」「西文化会館（ウエスティ）」「梅文化会館」「美原文化会館（アルテベル）」等があり、ホールや工芸室、茶華道室等を通じて市民の創造活動を支援しています。これらの施設は、堺市の文化振興の拠点として重要な役割を果たしています。



アルフォンス・ミュシャ・コレクション

4 茶の湯文化と大阪・関西万博レガシー（伝統と革新）

堺市は、中世、国際都市として多様な文化を受け入れ、その中で茶の湯文化が大きく開花した都市です。千利休をはじめとする茶人たちが示した「もてなしの心」や「和敬清寂」の精神は現代においても引き継がれています。

茶の湯は、「伝統」であると同時に、常にその時代に合わせた新しい表現を取り入れてきた「革新」の文化であり、今日においても堺市が世界に誇る文化資源です。



千利休（堺市博物館蔵）

茶室には「にじり口」と呼ばれる間口が2尺2寸四方の小さい入口が低位置にあり、当時、身分の高い武士であっても刀を外し、頭を低くして、這うような体勢にならないと中に入ることができませんでした。茶の湯に集う人は皆、身分の差なく平等の存在であることを「にじり口」は示しており、また心を和ませる平和な空間が保たれていました。

本市では、現代の日本人の精神性や美意識に大きな影響を与え、また平等や平和の精神が根ざしている茶の湯文化を国内外に広く発信するため、大阪・関西万博を機に、本市主催事業や各パビリオン等との連携事業において、堺の茶の湯文化の成長・発展につながる取組を行いました。具体的には、大仙大茶会をはじめ、万博会場内において自然の竹で編まれた茶室「竹空庵（ちっくうあん）」や自然の草花で彩られた茶室「花逢庵（かほうあん）」での現代アーティストの茶器等を活用したアート茶会や、チェコの伝統産業であるボヘミアンガラスの器と茶の湯文化を融合させた茶会等を実施しました。



竹空庵



現代アーティスト茶器

5 第2期計画の評価

第2期計画では、3つの重点的方向性を設定しました。第2期計画の評価に当たっては、各重点的方向性に係る事業を選定し、当該事業の実施主体へのヒアリングや現場の視察等を通して、第2期計画の骨子である重点的方向性について有効な施策が実施できているかの検証・評価を行いました。また、重点的方向性と具体的事業との関連性が高い9項目の評価指標を設定し、進捗状況を評価しました。（下図、【参考_評価指標推移】参照）

その結果、評価指標の計画策定時の実績値と、計画期間の4年目にあたる令和6年度の実績値を比較すると、評価指標に数値を設定している7項目中6項目で数値の向上が見られました。このうち「事業体験後、学校側が子どもたちに良い影響・変化があったと答える児童の割合」は令和3年度に、「山口家住宅、清学院、鉄炮鍛冶屋敷来館者数」は令和6年度に計画策定時点で設定していた目標値を上回りました。しかし、評価指標に数値を設定している5項目は目標値に達しませんでした。これは、令和2年からの新型コロナウイルス感染症のまん延により、市民の文化芸術活動について事業の中止や入場者数の人数制限、地域のサークル活動の減退、活動者数の減少や活動団体の解散等が要因と考えられます。

実績値からも新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度及び令和3年度においては数値が軒並み減少していることがわかります。令和4年度以降、数値は戻りつつありますが、コロナ禍前の実績と比べると一部改善している数値はあるものの、平常時における値とは断定できないため、正確な評価が難しいと考えられます。

具体的には評価指標の「文化施設利用者数」を見ますと、計画策定時の令和元年度実績値としては1,049,822人/年でありましたが、令和2年度には471,167人/年と半減しており、新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受けたことがわかります。令和5年度に1,087,879人/年と計画策定時の実績値を上回りましたが、令和6年度は目標値の81%にとどまりました。

同様に「先人顕彰事業の参加者数」においても令和3年度に大きく減少しており、その後少しずつ増加しているものの令和6年度は目標値の94%にとどまりました。

一方で、数値を設定していない評価指標の「地域文化会館におけるマネジメント機能の構築」は目標値を「機能構築」としており、堺アーツカウンシル及び公益財団法人堺市文化振興財団（以下、財団）が主体となって「指定管理者等の企画担当者に向けた社会包摂型のワークショップ実践研修」を実施しました。これは多くの市民と関わる地域文化会館の企画担当者である参加者が地域の様々な主体（こども食堂、就労支援施設、病院等）と連携したワークショップ事業を企画コーディネートするためのスキルやマインドの獲得・向上を目的としています。「社会包摂」に関する事業の企画立案を行うことは、各地域会館のマネジメント機能の構築につながっていると言えます。

「社会包摂型事業の新規実施」は「事業実施」を目標値としており、「堺アーツカウンシル」の創設、公募型補助金事業「堺市文化芸術活動応援補助金」の設立、財団におけるこども食堂への芸術家派遣アウトリーチ型事業、病院・障害者施設等での社会包摂型ワークショップ事業等、社会包摂型の新たな事業を実施しました。これらは全国的にみても先端的な取組として高く評価されています。

【参考_評価指標推移】

重点的方向性	評価指標	令和元年度 (計画策定時掲載)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和7年度)
1 文化芸術とともに生きる	文化施設利用者数	1,049,822人/年	471,167人/年	549,531人/年	940,199人/年	1,087,879人/年	1,218,358人/年	1,500,000人/年
	地域文化会館における地域マネジメント機能の構築	—	堺アートカウンシル設立	堺アートカウンシル事業 堺アートカウンシル事業 /アートマネジメント研修	堺アートカウンシル事業 /アートマネジメント研修	堺アートカウンシル事業 /アートマネジメント研修	堺アートカウンシル事業 /アートマネジメント研修	機能構築
	社会包摂型事業の新規実施	—	公募型補助金事業設立	公募型補助金事業	公募型補助金事業	公募型補助金事業	公募型補助金事業	事業実施
2 文化芸術で子どもたちを育てる	芸術家の学校への派遣割合 (計画期間における派遣校数/全小中学校数)	41%	44%	44.2%	46.4%	50.7%	57.3%	80%
	事業体験後、児童が文化芸術に興味を保持できたと答える割合	81%	82%	75.9%	76.3%	77.8%	76.4%	90%
	事業体験後、学校側が子どもたちに良い影響・変化があったと答える児童の割合	78%	87%	96.2%	89.9%	84.4%	88.9%	90%
3 多くの人に魅力を伝える	山口家住宅、清学院、鉄炮鍛冶屋敷来館者数 ※	13,426人/年	7,651人/年	5,742人/年	9,221人/年	7,428人/年	33,098人/年	30,000人/年
	文化芸術事業の認知度が30%を超える事業数	4	3	1	1	2	5	10
	先人顕彰事業の参加者数 (さかい与調野島子青春の短歌大会参加者数 及び阪田三吉名人杯将棋大会参加者数)	7,327人/年	6,616人/年	4,631人/年	6,603人/年	6,654人/年	9,423人/年	10,000人/年

※令和5年7月～令和6年2月は保存修理工事実施のため山口家住宅及び清学院は休館。
鉄炮鍛冶屋敷は令和6年3月に新規開館

6 第2期計画からみえる堺市の現状

重点的方向性①：文化芸術とともに生きる

- ・堺アーツカウンシルや堺市文化芸術活動応援補助金の市民における認知度は十分に拡大しておらず、文化芸術活動機会の創出に向けて更なる認知度向上が課題です。
- ・堺市文化芸術活動応援補助金（過去4年間で151件採択）を活用して、音楽や演劇、落語、写真等多様なジャンルの事業が地域会館や病院、福祉施設、神社等で行われ、多くの人が参加しています。
- ・フェニーチェ堺や各地域文化会館で集客力のある事業を継続して実施したことにより利用者数増に寄与しました。一方で文化施設の全体の稼働率は伸び悩んでいるため、施設の情報発信や幅広い世代の活用が課題です。

重点的方向性②：文化芸術で子どもたちを育てる

- ・財団が実施する芸術家派遣事業等のアウトリーチは一定の広がりはあるもののすべてのニーズに対応できておらず、外部コーディネーターを試験的に導入するなどニーズに対応する取組を始めています。
- ・各指定管理者が実施する0歳からの芸術鑑賞会やこども向けワークショップ等、乳幼児を含むこどもが文化芸術を鑑賞できる機会（イベント）、及び教育委員会が実施する交響楽団芸術鑑賞事業を提供しています。
- ・市内でのアウトリーチ事業に従事できる次代を担う若手芸術家の育成を実施しています。

重点的方向性③：多くの人に魅力を伝える

- ・鉄炮鍛冶屋敷のオープンをきっかけに、市が持つ文化資源の魅力を市内外へ更に伝えることが必要です。
- ・茶の湯まちづくり条例がある堺ならではの茶の湯事業を実施し、茶の湯文化の浸透を図る必要があります。
- ・デジタル技術を活用した市の文化資源をはじめとしたデジタル・アーカイブ化等の検討が必要で

第3章 計画の方向性

1 基本目標

条例において、文化芸術が子どもや高齢者、障害者等にも社会参加の機会をひらく機能を持つという「ソーシャルインクルージョン（社会包摂）」の理念を踏まえて自由で多様性を持った市民文化の実現により、市民の文化的生活の充実を図るため、「自由で心豊かな市民生活の実現」を基本目標として定めました。

また、質の高い文化芸術は、市民の文化的な生活の充実のみならず市外へ与える影響力が高く、都市魅力の向上においても重要であることから、文化芸術の力を幅広い分野における社会的課題の解決に活用し、活気ある、魅力あふれた都市の実現を図るため、「都市魅力の創造」を併せて基本目標として定めました。

上記目的は条例第1条にて定められ、堺市が文化芸術の振興において達成すべき目的として普遍的なものであることから、引き続き本計画においても、「自由で心豊かな市民生活の実現」と「都市魅力の創造」を基本目標として掲げることとします。

基本目標	➤ 自由で心豊かな市民生活の実現
	自由で多様性を持った市民文化の実現により、市民の文化的生活の充実を図ります
	➤ 都市魅力の創造
	質の高い文化芸術の力を幅広い分野における社会的課題の解決等に活用し、 活気ある魅力あふれた都市の実現を図ります

2 基本的施策

基本目標を達成するため、自由都市堺文化芸術まちづくり条例第9条から第19条に規定する11の基本的施策については、これらの施策の位置づけ及び重要性は普遍的なものであることから、本計画においても基本目標と同様、引き続き推進します。

1	文化芸術活動を行う環境の整備	個人や文化芸術団体をはじめとする多様な文化芸術主体の活動の場及び各主体間の情報交換やコミュニケーションを深める場を提供し、活動に関する情報の発信が円滑に行えるよう、個人又は団体が文化芸術活動を行うことができる環境を整備します。
2	文化芸術に親しむことができる環境の整備	高齢者、障害者等をはじめ広く市民が様々な場所で文化芸術の創造・体験や芸術家との交流による文化芸術に親しむことができる環境を整備します。
3	学校教育における文化芸術活動の充実	学校教育との連携の推進により、学校教育において、文化芸術に触れる機会を充実します。
4	将来の文化芸術を担う子どもたちの育成	子どもたちの文化芸術に対する理解を深め、感性に磨きをかけ、及び情操の涵養に資するため、子どもを対象とする文化芸術の振興に関する事業を実施します。
5	文化芸術を支える人材の育成	文化芸術活動を支える各種専門スタッフや、地域の文化芸術を熟知し、かつアートマネジメント力を備えたスタッフ等、文化芸術活動を下支えする人材を育成します。
6	多様な分野との連携	医療・福祉・教育・地域コミュニティ等の領域を横断した多様な分野との連携を進めることにより、様々な事情により文化芸術に触れる機会が十分ではない方々に対して、文化芸術を享受できる環境を実現します。
7	歴史文化資源の継承及び活用	堺市の長い歴史の中で創造されてきたかけがえのない財産であり、先人の英知及びその成果を現代に伝える有形及び無形の歴史文化資源に対し、市民の理解を深め、堺の文化への愛着及び誇りの醸成を図り、その魅力を広く国内外へ発信します。
8	魅力的なまちの景観の創出	地域における景観の創出に重点的に取り組み、魅力的なまちの景観の創出を実現します。
9	文化施設の活用	市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力のある地域社会の形成に資するため、文化施設の活用を図ることにより、地域における文化芸術活動の更なる推進を実現します。
10	国際的な文化芸術の交流	新しい文化芸術を創造するため、国際的な文化芸術の交流を推進します。
11	経済活動との連携	文化芸術と産業及び観光との連携を推進することで、広域からの誘客による地域の発展を実現します。

3 重点的方向性と重点的施策

第2期計画においては、第1期計画の結果やその後の社会情勢の変化から生じた課題に対応するため、3つの重点的方向性を設定しました。

本計画においては、第2期計画を継承しつつ、文化庁の動向に加え、不安定な国際情勢、急速なテクノロジーの発展がもたらす課題等がある中で、茶の湯文化が持つ独自の美意識や精神性（互いを敬い思いやる心やわびさび等）を重視します。これらを基盤として、文化芸術のすそ野の拡大、文化芸術がこどもたちを育成する、歴史文化資源の継承・発展等、今後の堺市における文化芸術施策の方向性を明示するため、3つの重点的方向性を設定します。

本計画期間の取組においては、新たに設定した重点的方向性を実現する施策として、それぞれの方向性に対応した重点的施策を設定し、実効性を高めます。

また、大阪・関西万博の開催期間中の取組をレガシーとして、茶の湯をはじめとする文化資源を活用した市内誘客に取り組み、堺の未来を見据えた都市の活性化につなげます。



万博における茶の湯文化の
魅力発信の様子



万博におけるアルフォンス・ミュシャ作品の
魅力発信の様子

◆基本目標、基本的施策、重点的方向性、重点的施策の体系図

■計画のめざす姿

基本目標（条例） ■自由で心豊かな市民生活の実現
■都市魅力の創造

基本目標の実現へ

11の基本的施策（条例）

1	文化芸術活動を行う環境の整備
2	文化芸術に親しむことができる環境の整備
3	学校教育における文化芸術活動の充実
4	将来の文化芸術を担う子どもたちの育成
5	文化芸術を支える人材の育成
6	多様な分野との連携
7	歴史文化資源の継承及び活用
8	魅力的なまちの景観の創出
9	文化施設の活用
10	国際的な文化芸術の交流
11	経済活動との連携

各施策の着実な推進

重点的方向性①：文化芸術とともに生きる

- 重点的施策1－1：多様な人が身近に文化芸術を享受できる機会の充実
- 重点的施策1－2：文化施設等を活かした市民の文化芸術活動の醸成

重点的方向性②：文化芸術がこどもたちを育てる

- 重点的施策2－1：未来を担うこどもたちが文化芸術に触れる場の充実
- 重点的施策2－2：こどもたちの育成に寄与する芸術家の育成

重点的方向性③：歴史と文化を未来へ伝える

- 重点的施策3－1：文化資源を活用した都市魅力の向上
- 重点的施策3－2：茶の湯が息づく堺の定着



茶の湯が息づく堺

重点的方向性①：文化芸術とともに生きる

新たに文化芸術活動を始めるきっかけとなるよう、すべての人（こども、若年層、現役世代（子育て世帯含む）、高齢者や障がい者、外国人等）が身近な地域で様々なジャンルの文化芸術活動に触れる機会を創出し、文化芸術のすそ野を広げます。

そして、フェニーチェ堺や各地域文化会館、公民館、図書館、福祉施設等を含む様々な場所で市民が自由に文化芸術活動に触れる場を形成します。

また、フェニーチェ堺はもとより各地域文化会館での魅力ある事業を実施します。

○重点的施策 1-1：多様な人が身近に文化芸術を享受できる機会の充実

○重点的施策 1-2：文化施設等を活かした市民の文化芸術活動の醸成

主な取組
▶「堺市文化芸術活動応援補助金」を通じた多様な文化芸術活動の実施
▶「堺アーツカウンシル」による文化芸術活動のサポート、アートマネジメント人材の育成
▶「フェニーチェ堺」や「さかい利晶の杜」による魅力ある事業の拡充
▶地域文化会館の地域における文化芸術活動拠点としての機能強化

指標	現状値（令和 7 年度）	目標値（令和 12 年度）
1 年間に文化芸術を鑑賞した又は文化芸術活動を行った人の割合	48.5%	60.0%



堺アーツカウンシル交流会



堺市文化芸術活動応援補助金採択事業
(一例)

重点的方向性②：文化芸術がこどもたちを育てる

文化芸術は、創造力と感性を備えた豊かな人間性を育み、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、こどもたちの教育において極めて重要な役割を果たします。乳幼児を含むこどもたちや保護者が文化芸術から遠ざかることなく、身近な場所で文化芸術に親しむことができるよう、アウトリーチやインリーチ等の機会を充実し、文化芸術に触れる場を広げます。

さらに、こどもたちが継続的に文化芸術に触れる環境を整えるため、芸術家の育成を推進します。また、学校や教育委員会と連携しつつ学校部活動の教育的意義を継承しながら、こどもたちが文化芸術活動に親しむ機会を創出します。

○重点的施策 2-1：未来を担うこどもたちが文化芸術に触れる場の充実

○重点的施策 2-2：こどもたちの育成に寄与する芸術家の育成

主な取組
▶市内学校園での文化芸術鑑賞機会の拡充
▶乳幼児を含むこどもたちや保護者が文化施設や地域会館で文化芸術に触れる機会の充実
▶中高生や大学生が更に興味を深めるきっかけとなる相談や活動の場の創出
▶こどもと文化芸術をつなげる人材育成のワークショップ実施

指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
学校園や文化施設等で文化芸術鑑賞又は体験したこどもの人数	9,671 人	13,000 人



こども食堂における芸術家派遣事業



学校園における芸術家派遣事業

重点的方向性③：歴史と文化を未来へ伝える

古来から継承・発展してきた堺の豊かな文化資源にイノベーションを加えることで、伝統の継承のみならず、都市の魅力向上や観光誘客につなげ、文化・観光の振興と地域活性化の好循環を創出します。また、「伝統的」な茶の湯を大切にしながらも「革新的」な事業も取り組み、茶の湯が息づく堺の定着をめざします。

堺市が持つ文化資源（アルフォンス・ミュシャ・コレクション等）の「保存」「創造」「発信」を効果的に進めるために、デジタル技術の活用を図り、堺らしい文化の魅力を広く国内外へ発信します。

○重点的施策 3-1：文化資源を活用した都市魅力の向上

○重点的施策 3-2：茶の湯が息づく堺の定着

主な取組
▶情報発信を通じた市内外における文化資源の認知度向上及び観光誘客
▶堺ならではの茶の湯事業の推進、周知拡大
▶デジタル技術を活用した文化資源の魅力発信

指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
さかい利晶の杜、伸庵等での呈茶体験人数	23,529 人	26,000 人



さかい利晶の杜での立礼茶席



堺市茶室伸庵

第4章 計画の推進・評価

1 推進体制

基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」の達成に向け、堺市の文化芸術に関わる次の各主体や各施設が、それぞれの役割や機能を踏まえ相互の連携・協力のもとで取り組みます。

(1) 堺市

本計画に定める11の基本的施策・3つの重点的方向性に基づく施策を、観光、都市の活性化、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における所管部局との有機的な連携をもとに全市一体となって推進します。また、随時各事業の実施主体間の総合調整や計画の進捗状況を確認し、社会情勢等の変化に応じて適宜計画を見直します。本計画の実効性を担保し、責任を持って文化芸術の振興を実現する役割を担います。

また、市内の全区においては、それぞれの地域に存在する資源を活用した文化芸術事業を展開することで、地域における文化芸術事業を促進し、各区がめざす都市の活性化を進めます。

(2) 堺アーツカウンシル

文化芸術は、幅広い分野への関連性を考慮した施策の展開、及び社会的課題の解決手段としての活用が求められています。堺市は、文化芸術分野に関する専門的知識を有する人材が領域横断的な活動支援を行うことにより、子育て、教育、福祉等の幅広い分野において社会的課題の解決を図ることを目的として令和3年に「堺アーツカウンシル」を設立しました。

文化芸術活動の支援として、連携・相談・助言機能を提供し、施策の進捗確認と改善提案を行います。市民文化活動を支える施設支援や、先進事例の調査・情報発信、勉強会等の開催、補助金審査に関する提言等を実施し、市民の文化芸術活動をサポートします。



市民が主役となって地域を
おもしろくする文化芸術活動を
応援します！



堺アーツカウンシル



(3) 公益財団法人堺市文化振興財団

公益財団法人堺市文化振興財団は、蓄積された文化芸術に関するノウハウやネットワークを活かして、堺市の文化芸術施策を具体的に実行・推進し、また堺市における文化芸術の創造発展を支える様々な事業を主体的に展開する専門機関と位置づけられます。

事業の実施においては、文化芸術と多様な領域・業種・立場をつなぎ相互の翻訳や調整を行うアートコーディネーター機能を発揮し、また市民や団体、芸術家等に対する中間支援の役割を担うことを通じて、「地域連携・社会包摂プログラムの実施・検証」「アーティストの育成支援」「コーディネーターの育成支援」を実践します。

事業の対象としては、「さかいミーツアート」や「アートスタートプログラム」（音楽や造形等の多様な分野の芸術家を市内学校園へ派遣して、各種鑑賞・参加・体験を提供するアウトリーチ事業）をはじめ、こどもたちへの文化芸術に触れる場を拡充するほか、高齢福祉、障害福祉、就労支援、多文化共生推進等の様々な領域と連携し、幅広い世代や社会背景の人々を対象とした事業を展開します。

また上記の達成のために、病院や福祉施設といった地域の施設、社会福祉協議会をはじめとする専門機関、NPO や自治会、校区福祉委員会等の民間団体と有機的な連携を図ります。

(4) フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）



©石川拓也

令和元年にオープンした「フェニーチェ堺」は、堺市の中核文化施設として、南大阪最大となる 2000 席の大ホールや、音楽のみでなく演劇・伝統芸能等にも対応可能な小ホールを有し、優れた舞台芸術や多彩な公演を市民に届けています。

また、大小様々な大きさのスタジオや展覧会等にも対応可能な文化交流室等の多彩な施設、さらには、翁橋公園等の館外においても地域との協働による催しの実施等の事業を行っています。これら地域に密着した文化芸術の更なる普及のための事業を今後も積極的に実施し、市民の日常的な文化芸術活動の場となる地域文化会館としての役割も担います。

それに加えて、施設で保有する高度な技術・ノウハウを、地域文化施設等へも波及させることにより、市内全体の文化芸術関連施設の水準の底上げをめざします。

(5) さかい利晶の杜（堺市立歴史文化にぎわいプラザ）



令和 7 年に開館から 10 年を迎えた「さかい利晶の杜」は、堺の文化資源の紹介を通じて、堺市の魅力ある文化を発信し、都市魅力の向上及びにぎわいの創出を図るため設置した施設であり、開館時に公募決定された、「さかい利晶の杜」を愛称として使用しています。

当該施設の構成施設は、「千利休茶の湯館」と「与謝野晶子記念館」があり、堺の偉大な先人千利休と与謝野晶子に関する展示を実施し、その生涯や人物像を通じて、堺の歴史・文化の魅力を発信するとともに、施設の 1 階には観光案内展示室を備えた文化観光施設という特色があります。併せて常設展示とは別に定期的に企画展を実施しており、歴史・文学・芸術・地域文化等、様々なテーマを取り上げ、堺の魅力をより深く知っていただける展示を行っています。

また、諸室での展示だけでなく、椅子席でお抹茶とお菓子を味わう立礼呈茶や、茶室でのお点前体験も実施しており、今後も茶の湯をはじめとする堺の観光・歴史・文化の発信拠点としての役割を担います。

(6) 各地域文化会館



榑文化会館



西文化会館

各地域文化会館においては、地域に根づいた事業展開を行うことで、地域における身近な市民文化活動を行う拠点としての役割を担っています。

引き続き、地域文化会館を地域における文化芸術拠点として位置づけ、文化芸術活動を行う上での各種相談や行政・文化団体・地域との橋渡し役を担うコーディネート機能、文化芸術を必要とする人に適切な方法で効率的に届けるプロデュース機能に加え、地域での文化芸術施策の総合的な推進役としてのマネジメント機能を果たします。

(7) 市内文化施設



堺 アルフォンス・ミュシャ館



堺市博物館

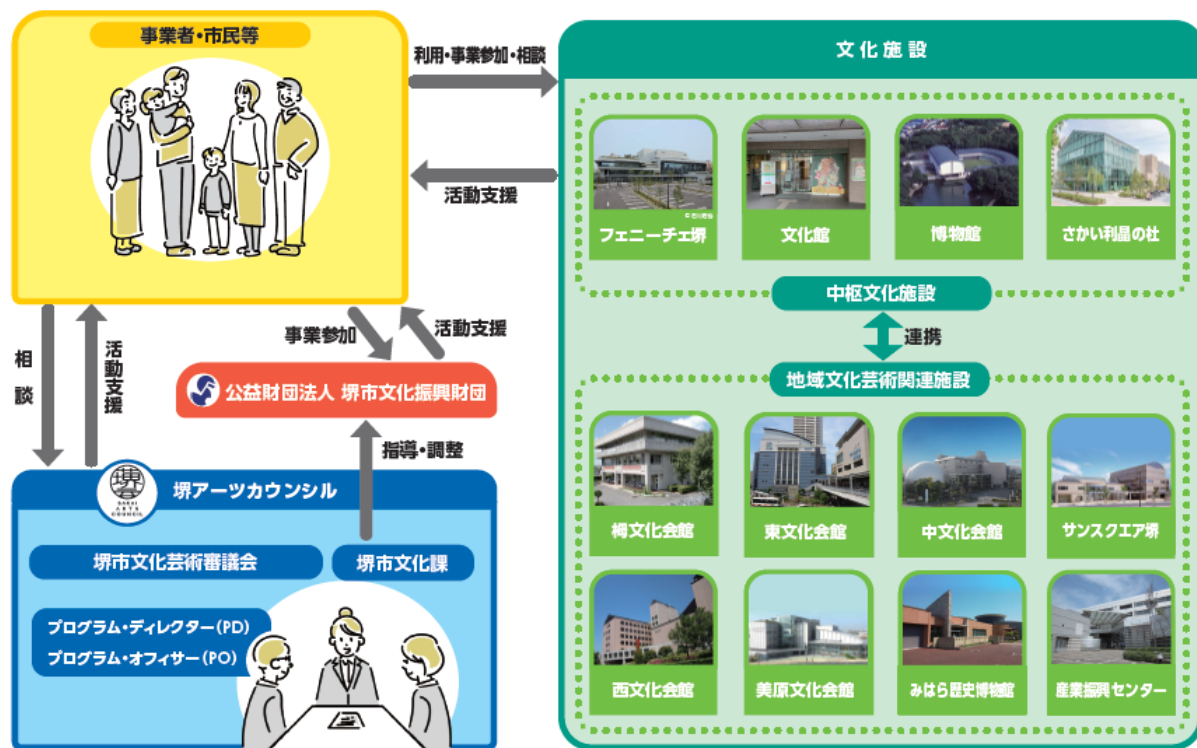
市内に存在する「堺 アルフォンス・ミュシャ館」、「堺市博物館」等の各文化施設においては、本計画の趣旨を踏まえ、堺市の魅力をそれぞれの施設の役割に応じて広く内外への発信に努め、堺市の有する豊富な文化資源に対する市民意識の醸成を実現する役割を担います。

(8) 地域（市民等、事業者、子育て機関、教育機関）

本計画の基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」を推進するためには、市民等や事業者（企業、経済団体、NPO 法人等）、認定こども園等の子育て機関、小中学校の義務教育から大学等の高等教育までを含む教育機関が条例第 5 条から

第 7 条に規定されるそれぞれの役割を踏まえ、協働し文化芸術による都市の活性化に主体的に取り組む必要があります。

堺市の文化芸術関係図



2 各主体・各施設における取組の推進

今後の文化芸術施策で求められる様々な社会的課題や市民ニーズに対応し、事業効果の最大化を実現するためには、単一の領域のみでなく、複数の領域をまたぐ事業の総合的な展開や事業を円滑に実施する仕組みが必要であり、文化芸術に関する十分な知識が求められます。

各主体においては、事業の効率的な実施に必要となる知識を有する人材を中長期的な視点に基づいて内部で育成し、また、それら培ったノウハウを内部で共有する仕組みを構築する必要があります。そして、効果的な事業実施のため、自ら文化芸術のみならず幅広い分野における情報収集・調査研究活動を積極的に行う必要があります。

また、堺市でも文化芸術施策全般における情報収集・調査研究に努め、それらの成果の積極的な共有・公開を行い、新しい社会インフラとして、文化芸術施策を推進する際に個々の事業実施主体が外部の専門家に必要に応じて適切な助言を受けることができる体制の構築により、各実施主体全体の能力の底上げを図ります。

3 評価

堺市文化芸術審議会において、重点的方向性に係る目標達成に向けた評価指標の達成度、効果等について検証及び評価を行い、また、次年度以降の文化施策の方向性や事業展開に関して提案を行います。

さらに、個別事業の評価方法については、第3章で示した「重点的方向性」の中から主な事業をピックアップし、堺市文化芸術審議会にて策定する評価・改善スキームを基に評価を行います。

【参考資料】

○自由都市堺文化芸術まちづくり条例

文化芸術は、長い歴史の中で培われてきた人間の精神性の結晶であり、創造性を育み、人が人らしく生きるための糧となるものである。

堺には、百舌鳥古墳群を始め、多くの歴史文化資源が存在しており、古くから文化芸術が育まれてきた。中世には、国際交易による繁栄のもとに「自由・自治都市堺」を形成する自治の精神が培われるとともに、「もてなしとふれあいの精神」を大切にする茶の湯が大成され、「ものの始まりなんでも堺」と称される進取の気風が育まれた。

これらの古くから堺市民に受け継がれてきた精神を次代の文化芸術の担い手である子どもたちに引き継ぐとともに、世界に発信できる新しい文化芸術を創造するためには、堺が、歴史文化資源を礎に、市民の自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動が展開される魅力のあるまちとならなければならない。

ここに、私たちは、文化芸術を通じて、自らのまちを愛する心を共有し、誇りに感じることのできる文化芸術創造のまち堺をめざすことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の文化芸術の振興について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び大学等教育機関の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、自由で心豊かな市民生活の実現及び都市魅力の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能（能、狂言その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するものをいう。

(2) 市民等 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）に住所を有する者若しくは市内に存する学校、事業所等に通勤し、若しくは通学する者又は市内で文化芸術活動を行う者をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう配慮すること。

(2) 多様な文化芸術が、創造され、及び発展するよう配慮すること。

(3) 堺の文化芸術が古くから現代に至るまで継承されてきたことを深く認識し、これを保存し、及び未来へ継承すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、文化芸術の担い手として自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動を行うなど、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

2 市民等は、文化芸術活動を通じて、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

(大学等教育機関の役割)

第7条 大学等の教育機関は、文化芸術の担い手の育成、地域との連携等を通じて、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

(推進計画)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、堺市文化芸術推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する目標

(2) 文化芸術の振興に関する取組

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、第21条に規定する堺市文化芸術審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(文化芸術活動を行う環境の整備)

第9条 市は、個人又は団体が文化芸術活動を行うことができる環境を整備するため、文化芸術団体を始めとする多様な文化芸術主体の活動の場を提供するとともに、当該活動に関する情報の発信その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に親しむことができる環境の整備)

第10条 市は、高齢者、障害者等を始め広く市民等が文化芸術に親しむことができる環境を整備するため、様々な場所での文化芸術の創造及び享受並びに芸術家との交流の機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第11条 市は、学校教育において、文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、学校教育と文化施設との連携の推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(将来の文化芸術を担う子どもたちの育成)

第12条 市は、子どもたちの文化芸術に対する理解を深めるとともに、感性に磨きをかけ、

及び情操の涵養に資するため、子どもを対象とする文化芸術の振興に関する施策の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術を支える人材の育成）

第13条 市は、将来の文化芸術の担い手を育成するため、芸術家、文化芸術団体等の発掘、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（多様な分野との連携）

第14条 市は、文化芸術が、本市の教育、子育て、福祉、環境等様々な分野に影響を及ぼすものであることに鑑み、文化芸術を活用した施策の推進に努めるものとする。

（歴史文化資源の継承及び活用）

第15条 市は、先人の英知及びその成果を現代に伝える堺の有形及び無形の歴史文化資源が、長い歴史の中で創造されてきたかけがえのない財産であることに鑑み、これらに対する市民等の理解を深め、堺の文化への愛着及び誇りの醸成を図るとともに、その魅力を広く国内外へ発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（魅力的なまちの景観の創出）

第16条 市は、まちの景観が堺の文化を育む基本的な要素の一つであることに鑑み、文化芸術の振興に資する景観の創出に努めるものとする。

（文化施設の活用）

第17条 市は、市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力のある地域社会の形成に資するため、文化芸術の創造、交流及び発信の拠点となる中枢文化施設並びに身近な文化芸術活動の場となる地域文化施設の活用その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際的な文化芸術の交流）

第18条 市は、国際的な文化芸術の交流を推進し、及び新しい文化芸術が創造されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（経済活動との連携）

第19条 市は、文化芸術が地域の発展に資するため、文化芸術と産業及び観光との連携の推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第20条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（堺市文化芸術審議会）

第21条 文化芸術の振興に関する事項について調査審議するため、堺市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）推進計画の策定及び変更に関すること。

（2）推進計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関すること。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第24条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第26条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第25条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

○堺茶の湯まちづくり条例

堺は、中世、世界に開かれた貿易都市として発展を遂げるとともに、町衆が治める自由・自治都市として繁栄し、進取の気風に満ちあふれていた。その中で、今井宗久、津田宗及、千利休等の多くの優れた茶人が生まれ、なかでも千利休は、わび茶を大成し、茶の湯に大きな足跡を残した。また、当時の茶道具が堺環濠都市遺跡の各所で数多く発掘されていることから、豪商など一部の者に限らず、広く茶の湯を楽しむ文化が根付いていたといえる。茶の湯は、美術、工芸、書画、生花、料理、菓子等の幅広い分野にわたるものであり、世界に誇るべき日本の文化として連綿と息づいている。

堺では、現代においても、市民、事業者等によって様々な茶会が催されるなど、茶の湯を楽しむ文化が受け継がれている。私たちは、これからも、茶の湯を楽しむ文化が大切に育まれてきた堺を誇りに思うとともに、これを次世代に引き継いでいかなければならない。ここに、茶の湯の文化が息づくまちをめざすことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市、市民等及び事業者が連携及び協力をし、本市において茶の湯の文化を振興することにより、市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民等 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。

（2）事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

（3）茶の湯の文化 茶の湯において重んじられている、互いを敬い、思いやりの心を持ち、ふれあいの時間及び空間を大切にすることをいう。

（市の役割）

第3条 市は、文化、教育、観光、産業等において、茶の湯の文化の振興に係る施策を実施するものとする。

（市民等の協力）

第4条 市民等は、市が実施する茶の湯の文化の振興に係る施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の協力）

第5条 事業者は、市が実施する茶の湯の文化の振興に係る施策に協力するよう努めるとともに、自ら茶の湯の文化の振興に努めるものとする。

（連携及び協力）

第6条 市、市民等及び事業者は、連携及び協力をし、茶の湯の文化を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

○堺市文化芸術審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名		役職
あめのもり 雨 森	のぶ 信	インディペンデントキュレーター
いなもと 稲本	わたる 渡	クラリネット奏者 神戸女学院大学音楽学部准教授 堺親善アーティスト
いのうえ 井上	しんた 信太	美術家
さかなり 坂成	み ほ 美保	読売新聞編集局編集委員
ながい 永井	いづみ 泉	公募委員
ながしま 永島	あかね 茜	会長代理 武庫川女子大学准教授
ふじの 藤野	かずお 一夫	会長 神戸大学名誉教授 芸術文化観光専門職大学名誉教授
ふじわら 藤原	ま き こ 麻喜子	公募委員
やまぐち 山口	ひろのり 洋典	立命館大学共通教育推進機構教授

○審議会開催経過

内容	開催日	議事
第 1 回堺市文化芸術審議会	令和 7 年 6 月 10 日 (火)	第 3 期堺文化芸術推進 計画について
第 2 回堺市文化芸術審議会	令和 7 年 7 月 14 日 (月)	
第 3 回堺市文化芸術審議会	令和 7 年 8 月 28 日 (木)	
第 4 回堺市文化芸術審議会	令和 7 年 10 月 15 日 (水)	

第 3 期堺文化芸術推進計画

令和 8 年 月

堺市文化観光局文化国際部文化課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

電話 : 072-228-7143 FAX : 072-228-8174

メール : bunka@city.sakai.lg.jp